

マージン率等の情報提供

株式会社 亀山電機

対象期間: 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数 20 名(1 日平均)
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 15 事業所
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 29,172 円
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 19,156 円
5. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合(マージン率) 34.3%
上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。
6. 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 1. 対象となる派遣労働者の範囲 派遣先で機械設計、情報処理システム開発の業務に従事する 従業員
 - ② 労使協定の有効期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
7. 教育訓練に関する事項
 - ① 教育訓練の種類 プログラミング、データベース、設計標準研修
 - ② 対象者 派遣労働者
 - ③ 実施人員 20 名
 - ④ 方法及び給与の支給 OJT 有給
 - ⑤ 実施主体 派遣元事業主
 - ⑥ 実施期間 12日間
 - ⑦ 派遣労働者の費用負担 無
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
福利厚生等 社会保険、年次有給休暇、育児・介護休暇、定期健康診断